

# 「千葉県飲酒運転根絶計画（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部くらし安全推進課  
 千葉県警交通部交通総務課  
 千葉県総務部人事課  
 企業局総務企画課  
 病院局経営管理課  
 議会事務局総務課  
 教育庁教育総務課  
 監査委員事務局調整課  
 人事委員会事務局任用課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和6年2月2日（金）～3月1日（金）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（8件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわないと考えられる範囲で要約させていただきました。

No.	御意見の概要	県の考え方
1	<p>本計画は、県民に対する支援の側面においては、千葉県アルコール健康障害対策推進計画とも密接な関係があるように思われるが、両者にどういった関連性があり、両者の推進体制の連携は図られるのか。</p>	<p>本計画のうち、アルコール健康障害対策においては、「千葉県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」（R5年度末策定予定）と整合性をとっており、連携を図っています。</p>
2	<p>条例12条に掲げる県民や事業者からの通報は、千葉県警に掛電によって行う場合、緊急時ダイヤルである110番か、又は#9110か。</p> <p>パブリックコメントを開始した時点での千葉県警の公式ホームページ中にある「正しい110番の利用方法」においては、110番にて本条に掲げる通報を受けつけている旨の説明はない。実質的に「飲酒運転取締りメールBOX」にのみに通報源を頼っているのか？</p>	<p>千葉県警察公式ホームページ「正しい110番通報の利用方法」の「こんなときはすぐに110番 交通関係」欄に、新たに「飲酒運転をしている者または、その疑いのある者を目撃したとき」と追加します。</p> <p>また、千葉県警察公式ホームページ内の「飲酒運転に関する情報提供」に関する箇所に「飲酒運転をしている者または、その疑いのある者を目撃した等の緊急の場合は迷わず110番通報をしてください。」と追記し、通報する際に混乱を生じさせないよう改善します。</p>

3	<p>『職員の懲戒処分等に関する公表基準』（総第104号、平成15年5月12日）では、職員の氏名公表については、「飲酒運転」の場合、「交通事故等」が発生していること、及び「社会的影響の大きな事件」であることが条件とされているが、「交通事故等」の発生の有無にかかわらず、飲酒運転により現行犯逮捕された場合、そののみをもって氏名公表するように改定すべき。こうした対応について、職員のプライバシーの観点等から相当性を欠くと考えるなら、一般職であれば幹部職員、教育庁・公立学校関係であれば管理職に限定してもよい。ただし、県警本部については、こうした厳格な対応を全職員に対して行うべき。</p>	<p>いただいた御意見については、職員の飲酒運転防止に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>自転車を運転する者による飲酒運転も積極的に検挙すべき。</p>	<p>自転車関係する交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携しながら、自転車の交通ルールやマナーの広報・啓発を推進するとともに、酒酔い運転を含めた悪質・危険な違反の交通指導取締りを積極的に行ってまいります。</p>
5	<p>県内には、インバウンドの外国人観光客も数多く滞在している。「飲酒運転根絶広報資料」を各種の外国語に翻訳したものを作成すべき。</p>	<p>県では、本県を訪問する外国人観光客向けに、飲酒運転に関する事項を含む日本の交通ルール・マナーを記載した多言語（※）リーフレットを作成し、関係各所に配付する他、県ホームページに公開しており、今度も外国人観光客を含め、広く啓発に努めてまいります。</p> <p>※英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語</p>
6	<p>酒類の販売業免許申請の際、「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書を提出させる運用が行われている。20歳未満の者の飲酒防止関係等に関する具体的な販売管理の方法記載に加えて、「酒類を購入した者が見やすい場所に、飲酒運転の根絶に関する意識の啓発を図るための広告物を掲示する方法」や「酒類購入者が飲酒運</p>	<p>いただいた御意見については、飲酒運転根絶に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を行うこと」について具体的に記載しなければならないよう、取り扱いを変更するよう関係機関に働きかけるべき。</p>	
7	<p>酒類販売管理協力員による個別臨場の際、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の確認にとどまらず、「飲酒運転は禁止」の表示やポスターの掲示等、飲酒運転防止に係る取組を行っているかを確認する運用を加えるよう関係機関に働きかけるべき。</p>	<p>いただいた御意見については、飲酒運転根絶に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>酒類の販売業免許を与えないことができる要件を定める酒税法10条7号の2中に、道路交通法第117条の2の2第1項、及び同117条の3の2第2号の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者である場合を加えるよう関係機関に働きかけるべき。</p> <p>道路交通法のこれらの条文では、車を運転するおそれのある人に酒類を提供した者への罰則を定めている。現状では、これらの罰則が適用されとしても、酒税法10条8号で「免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ」なければ、免許を与えない処分はなしえない。罰金刑であっても、免許を与えない処分が取れるようにすべき。</p>	<p>いただいた御意見については、飲酒運転根絶に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>